

<取扱注意>

新清掃工場整備運営事業

実施方針（案）

平成 30（2018）年 7月

立川市

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	2
1. 事業内容に関する事項	2
2. 特定事業の選定・公表に関する事項	7
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 民間事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 提出書類の概要	10
4. 応募者の参加資格要件	10
5. 落札者決定後の手続き	14
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1. 想定されるサービスの水準・仕様	15
2. 想定されるリスクの分担	15
3. 市による事業の実施状況のモニタリング	15
4. 地域への貢献	15
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1. 立地に関する事項	17
2. 計画に関する事項	18
第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1. 疑義が生じた場合の措置	19
2. 管轄裁判所の指定	19
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
4. その他	20
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項	22
1. 市議会の議決	22
2. 入札参加に係る費用負担	22
3. 実施方針の公表に関する事項	22
4. その他	23

実施方針添付資料

実施方針添付資料-1 設置予定地の範囲

実施方針添付資料-2 リスク分担（案）

第1章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	新清掃工場整備運営事業をいう。
本市	立川市をいう。
<u>本施設</u>	<u>立川市新清掃工場をいう。</u>
特定事業	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に準じて選定する事業。
審議会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案内容の確認・審査を行う目的で、市が開催する学識経験者などで構成される組織「立川市新清掃工場事業者選定審議会」をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
構成員	<u>本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業をいう。</u>
協力企業	本事業の実施に際して、 <u>構成員より</u> 業務の一部を請負又は受託する企業をいう。
落札者	本事業の入札手続きに参加する応募者のうち、本事業を実施する者として決定された者をいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を行う者をいう。
運営事業者	本事業において、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
民間事業者	建設事業者及び運営事業者をいう。
<u>事業提案書</u>	<u>本事業の実施に関する計画及び提案を示した書類をいう。</u>
基本協定	本事業開始のための基本的事項等についての市と落札者の間で締結する協定をいう。
基本契約	本事業の実施のために、市と <u>民間事業者</u> で締結する契約をいう。
施設整備請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、施設整備請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

新清掃工場整備運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 立川市新清掃工場

種 類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

(3) 公共施設等の管理者

立川市長 清水 庄平

(4) 事業目的

「新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方」及び「立川市新清掃工場整備基本計画」に基づき本施設の整備及び運営について、**民間**企業の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

(5) 事業概要

本事業は、本施設の整備及び運営をDBO（^{デザイン ビルド オペレイト}Design Build Operate）方式により実施する。

なお、事業期間は平成55年3月31日までを予定しているが、本施設は35年使用することを**予定し**整備運営を実施する。

(6) 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
設置予定地の所在	立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-A街区1画地並びに9-B街区1,2及び3画地
設置予定地の範囲	実施方針添付資料-1 参照
民間事業者の業務及び期間	設計・建設業務 : 契約締結日 <u>(平成 31 (2019) 年 6 月下旬)</u> から平成 35 (2023) 年 <u>1 月 31 日まで</u> (予定) 運営・維持管理業務 : 平成 35 (2023) 年 3 月 <u>1 日</u> から平成 55 (2043) 年 3 月 31 日まで (予定) 本施設は 35 年使用することを <u>予定</u> している。
処理方式	ストーカ方式
処理対象物	①燃やせるごみ ②可燃性粗大ごみ ③資源ごみ処理後の可燃物
供用開始	平成 35 (2023) 年 3 月 (予定)
施設規模	120 t/日 (60 t/日×2 炉、24 時間稼働)
発電効率	16.5%以上とする

(7) 契約の形態

市は、本事業の実施にあたり以下の協定等を民間事業者と締結する。

なお、事業契約は基本契約、施設整備請負契約、運營業務委託契約の3つの契約から構成されるものとする。

1) 基本協定

市は、落札者との間で基本協定を締結する。基本協定には、本事業に関する事業契約の締結に向けて、市と落札者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

2) 基本契約

市は、民間事業者との間で、市、民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めた基本契約を締結する。

3) 施設整備請負契約

市は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた施設整備請負契約を締結する。

4) 運營業務委託契約

市は、運営事業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を

定めた運營業務委託契約を締結する。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間（予定）

契約締結日（平成 31（2019）年 6 月下旬）から平成 35（2023）年 1 月 31 日までの 3 年 7 か月

2) 運営・維持管理期間（予定）

平成 35（2023）年 3 月 1 日から平成 55（2043）年 3 月 31 日までの 20 年 1 か月

(9) 設置予定地の範囲

設置予定地の範囲は、「実施方針添付資料-1 設置予定地の範囲」に示すとおりである。

(10) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(11) 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は 20 年 1 か月としているが、市は本施設を供用開始後、少なくとも 35 年使用することを予定しているため、民間事業者はこのことを前提とし、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、市が定める引き渡し時における基準を満足する状態にて、事業期間終了時に本施設を市に引き継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目の時点において、15 年間の管理記録等に基づき、引渡し時までに行うべき措置について、市及び運営事業者は協議を開始するものとする。

(12) 事業の対象となる業務範囲

市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については、入札公告時に公表する基準仕様書に示す。なお、入札公告に先立ち、基準仕様書（案）を公表する予定である。

1) 民間事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

①本施設の設計

②市が提示する調査結果以外に必要な事前調査

- ③市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請に必要となる
図書一式の作成
- ④市が行うその他許認可申請に必要となる図書一式の作成

【本施設の建設に関する業務】

- ①本施設の建設
- ②地中障害物撤去（市が事前に公表したものに限る。）
- ③汚染土壌の搬出及び処理（市が事前に公表したものに限る。）
- ④不発弾探査（不発弾が確認された場合の処理は除く。）
- ⑤建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ⑥近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ①運転管理業務（受付・計量業務等を含む。）
- ②維持管理業務
- ③測定管理業務
- ④情報管理業務
- ⑤防災管理業務（災害時対応を含む。）
- ⑥焼却残さ等の運搬
- ⑦セルフモニタリング
- ⑧余剰電力の売却
- ⑨その他関連業務（近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）、見学者対応等を含む。）

2) 市が行う業務

(ア) 本施設に関する業務

【設計・建設に関する業務】

- ①用地の確保
- ②近隣対応（市が対応すべき範囲）
- ③本施設の交付金申請手続
- ④本施設の設計・建設に伴う監督

【運営・維持管理に関する業務】

- ①近隣対応（市が対応すべき範囲）
- ②運営モニタリング
- ③本施設への処理対象物の搬入
- ④焼却残さ等の処分

3) 業務終了時の引継

運営事業者は、事業期間終了後の施設運営方法の検討において、下記事項等についての資料等の作成に協力すること。なお、所有する図面・資料については、維持管理状況を反映させたものを逐次作成しておくこと。

- ①所有する図面・資料の開示

②運営期間中の財務諸表及び人件費・運転経費等に関する費用明細等の提出

③新たな運営事業者による本施設及び運営状況の視察

④運営業務全般に係る指導

(13) 民間事業者への支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は、入札説明書、基準仕様書、契約書案などの書類（以下「入札説明書等」という。）において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。

2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

(14) 余熱利用計画

1) 余熱利用

運営事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを回収し、発電及び余熱利用を行うこと。発電した電力は本施設内で利用するとともに、余剰電力は売電する。また、熱利用により、市の指定する施設に熱供給を行えるようにすること。

2) 売電

余剰電力は、電力会社等へ売電するため、運営事業者は売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行うとともに、施設内利用分の最小化や売電単価の低い時期に定期点検を実施するなど、売電収入の増加に努めること。

なお、本事業では、売電収入は市と運営事業者において合理的な方法により分配する。分配の方法等については、入札説明書等において示す。

(15) 市が適用を予定している交付金について

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続は市において行うが、建設事業者は市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するよう施設を計画し、関連資料の作成を行うこととする。

(16) 事業スケジュール（予定）

①特定事業の選定	平成 30（2018）年 9月下旬
②入札公告	平成 30（2018）年 9月下旬
③入札（事業提案書の受付）	平成 31（2019）年 1月下旬
④落札者の決定・公表	平成 31（2019）年 3月下旬

⑤基本協定の締結	
<u>施設整備請負契約（仮契約）の締結</u>	<u>④の後7日以内</u>
⑥基本契約の締結	平成31（2019）年5月中旬
⑦ <u>施設整備請負契約に係る市議会の議決</u>	<u>平成31（2019）年6月</u>
⑧施設整備請負契約（本契約）の締結	
運営業務委託契約の締結	平成31（2019）年6月下旬
⑨本施設の設計・建設	<u>契約締結日（平成31（2019）年6月下旬）</u> <u>から平成35（2023）年1月31日まで</u>
⑩本施設の運営・維持管理	平成35（2023）年3月1日から 平成55（2043）年3月31日まで

2. 特定事業の選定・公表に関する事項

市は、本事業の実施に向けた手続きを進めるにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第7条に規定する手続に準じて特定事業の選定を行うこととする。

（1）選定基準

市は、現施設の整備及び運営において実施している事業方式（以下「従来方式」という。）により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。）と、DBO方式により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。）を比較し、DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値が従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値を下回ると認められる場合に、PFI法第7条に規定する手続に準じて、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認めた特定事業として選定する。

（2）選定方法

市は、PFI法及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成27年12月18日施行）等に定める方法に従ってVFMを評価するものとし、従来方式で実施した場合とDBO方式で実施した場合において、いずれの場合においても達成される成果の水準が同一であるとした場合において、DBO方式で実施することにより公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものとして評価する。

（3）選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第7条に定める手続に準じて特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページへの掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

市は本事業をPFI法第7条に定める手続に準じて特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する事業者を公募する。事業者の選定は、条件付き一般競争入札により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

市は以下の手順により、事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

内 容	日 程
① 実施方針の公表	平成30(2018)年 <u>7月5日(木)</u>
② 実施方針に関する質問・意見の受付期限	平成30(2018)年 7月 <u>23日(月)</u>
③ 上記質問への回答公表	平成30(2018)年 <u>8月10日(金)</u>
④ 基準仕様書(案)の公表	平成30(2018)年 8月
⑤ 基準仕様書(案)に関する質問受付期限	平成30(2018)年 8月
⑥ 基準仕様書(案)に関する質問回答の公表	平成30(2018)年 8月
⑦ 特定事業の選定	平成30(2018)年 9月下旬
⑧ 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成30(2018)年 9月下旬
⑨ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30(2018)年 10月中旬
⑩ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30(2018)年 11月上旬
⑪ <u>入札参加受付</u>	平成30(2018)年 11月中旬
⑫ <u>入札参加受付の受理通知</u>	平成30(2018)年 11月下旬
⑬ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成30(2018)年 12月上旬
⑭ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30(2018)年 12月下旬
⑮ 入札(事業提案書の受付)	平成31(2019)年 1月下旬
⑯ <u>入札参加資格審査</u>	<u>開札後速やかに</u>
⑰ 事後審査ヒアリング(事業提案書の確認・審査)	平成31(2019)年 2月中旬
⑱ 事業提案書に対する質問送付	平成31(2019)年 2月下旬
⑲ 事業提案書に関する質問回答期限	平成31(2019)年 3月上旬
⑳ 落札者決定・公表	平成31(2019)年 3月下旬
㉑ 基本協定締結 <u>施設整備請負契約(仮契約)の締結</u>	<u>㉑の後7日以内</u>
㉒ 基本契約の締結	平成31(2019)年 5月中旬
㉓ <u>施設整備請負契約に係る市議会の議決</u>	<u>平成31(2019)年 6月</u>
㉔ 施設整備請負契約(本契約)の締結 運營業務委託契約の締結	平成31(2019)年 6月下旬

(1) 入札公告

市は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告をするとともに、市のホームページへの掲載により公表する。入札公告に際しては、入札説明書等を配付する。

(2) **質問受付**

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

(3) **質問回答の公表**

市は、上記(2)による質問及びこれに対する回答を市のホームページへの掲載により公表する。

(4) **入札参加申込み**

応募者は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加申込みをするものとする。

(5) **入札参加受付の受理通知**

市は、一般競争入札参加申込みをした応募者を対象として、入札参加受付の受理通知を行う。

(6) **入札及び事業提案書等の提出**

応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札を行う。また、入札締切日までに、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）及び事業提案書を郵送にて提出するものとする。ただし、入札参加資格審査書類と事業提案書は別便にて提出するものとする。

(7) **落札者の決定**

市は、応募者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札予定者とし、入札参加資格審査を行う。

市は、落札予定者が入札参加資格を有することを確認できた後に、事業提案書について審査を行い、基準仕様書に示した要求水準を満たしていると認めた場合、落札者として決定する。

なお、落札予定者の事業提案書が基準仕様書に示した要求水準を満たさない場合、当該落札予定者を無効とし、次順位の者を落札予定者とする。また、その者の入札参加資格を有することが確認できない場合又は事業提案書が基準仕様書に示した要求水準を満たさない場合、第3位の者まで落札予定者とすることができる。

なお、選定に至らなかった応募者の入札参加資格審査書類及び事業提案書については、落札者の決定後、市が当該書類を提出した応募者に未開封のまま返却する。ただし、落札予定者の入札参加資格審査書類及び事業提案書については、落札者に至らなかった場合、未開封のものを除き、返却は行わないものとする。

(8) **事後審査ヒアリング**

市は、落札予定者を対象として、事業提案書の確認・審査を行うためにヒアリングを実

施する。市は、落札予定者から基準仕様書に示す要求事項に関する説明を受け、基準仕様書の履行の担保について確認する。

ヒアリングの詳細については別途落札予定者に通知する。

(9) 落札者の公表

市は、各応募者の応札額及び落札者を、市のホームページへの掲載により公表する。

3. 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

詳細は、入札公告時に提示する。

(2) 提出書類の取扱い

1) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用するができるものとする。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

3) 資料の公開

市は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて落札者の事業提案書を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、落札者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより落札者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該落札者と協議することとする。

4. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、立川市内に本店・本社を置く企業を積極的に活用するとともに、市内住民を対象とした雇用に配慮すること。

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続を行うこととする。
- ② 応募者は、本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業により構成（以下「構成員」という。）されるグループ（以下「応募グループ等」という。）をいう。
- ③ 応募者は、応募グループ等により、「本施設の建築物の設計・建設を行う者」、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者」及び「本施設の運営・維持管理業務を行

う者」の資格要件を満たしていなければならない。

- ④ 構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑤ 代表企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において立川市で「焼却設備」に登録がある者とする。
- ⑥ 本施設の建築物の設計・建設を行う者は、電子調達サービスにおいて立川市で「建築工事」に登録がある者とする。
- ⑦ 本施設の運営・維持管理業務を行う者は、電子調達サービスにおいて立川市で「その他の業務委託等」に登録がある者とする。
- ⑧ 構成員の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑨ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。

上記の資本関係又は人的関係のある者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

i 資本関係がある場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ii 人的関係がある場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

iii その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑩ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年7月1日市長決定）に規定する参加停止を受けている者
- ③ PFI法第9条の各号の規程に該当する者
- ④ 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ⑤ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- ⑩ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ⑪ 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年2月23日市長決定）に規定する参加停止を受けている者
- ⑫ 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - i 生活環境影響調査受注者
国際航業株式会社
 - ii 事業者選定支援業務委託受注者
株式会社日建技術コンサルタント
- ⑬ 市が設置する立川市新清掃工場事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の委員が所属する企業
- ⑭ 本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する審議会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

2) 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(ア)、(イ)、(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。

(ア) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が次の該当する要件を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る

特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が1,000点以上であること。

- ③ 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3カ月以上雇用している者でなければならない。
- ④ 平成20年以降に、**廃棄物処理法**第8条第1項に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建設実績を有すること。

(イ) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が次の該当する要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が1,000点以上であること。
- ② 平成20年以降に、以下に示す要件をすべて満たす**廃棄物処理法**第8条第1項に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設であり、処理方式をストーカ式焼却方式とする施設の竣工実績を複数有すること。
 - i 1炉当たり60t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ③ 清掃施設工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、この技術者は、企業が直接かつ連続して3カ月以上雇用している者でなければならない。

(ウ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が次の該当する要件を満たすこと。

- ① 以下の要件をすべて満たす**廃棄物処理法**第8条第1項に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む）として、有すること。
 - i 1炉当たり60t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、120t/日以上（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ**廃棄物処理施設**技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は本施設での運営経験を2年以上有する技術

者を配置すること。

3) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は入札公告日とする。
- ② 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の締結の承認に係る市議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定及び施設整備請負契約（仮契約）の締結

市と落札者は落札者決定後 7日以内に事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。また、市と建設事業者は落札者決定後7日以内に本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた施設整備請負契約について、仮契約を締結する。

(2) 契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、施設整備請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案(入札説明書等で示す。)の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(3) 市議会の議決

施設整備請負契約は、立川市議会において可決された後に、本契約を締結する。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、本事業の入札説明書等及び提案内容に基づき本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-2 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは民間事業者が責任を負うとしたリスクや、市並びに民間事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のとおりとする。

3. 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、民間事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

4. 地域への貢献

民間事業者は本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理にあたっては次の項目に留意すること。なお、市では本事業の実施に際し、立川市内に本店・本社を置く企業が加わるなど、地元経済発展への配慮を期待している。

①立川市内での雇用促進

- ②立川市内に本店・本사를 置く 企業からの用役、材料の調達、納品
- ③本施設周辺の住民や立川市内に本店・本사를 置く 企業との信頼性の構築

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設の設置予定地の概要は次のとおりであり、詳細については基準仕様書に示す。

なお、立川市域の都市計画事項については、変更予定の内容を以下に示す。

- (1) 設置予定地の所在 立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-A街区1画地
並びに9-B街区1,2及び3画地
- (2) 設置予定地面積 約24,354 m² (立川市域約12,666 m²、昭島市域約11,688 m²)
- (3) 用途地域 第二種住居地域 (立川市域)
第一種低層住居専用地域 (昭島市域)
- (4) 防火地域 準防火地域 (立川市域)
指定なし (昭島市域)
- (5) 高度地区 第2種高度地区 (立川市域)
第1種高度地区 (昭島市域)
- (6) 建ぺい率 60% (立川市域)
30% (昭島市域)
- (7) 容積率 200% (立川市域)
50% (昭島市域)
- (8) 地区計画 立川基地跡地昭島地区地区計画
- (9) 電気 受電電圧：6.6kV、1回線
- (10) 用水 プラント用水 上水
生活用水 上水
井水及び中水については、基準仕様書に示す。
- (11) 燃料 提案による
- (12) 排水 プラント系排水：出来る限り再利用、余剰分は公共下水道放流
生活系排水：公共下水道放流
- (13) 雨水 雨水は全量敷地内処理とする。
また、総合治水対策として、600m³/haの雨水流出抑制施設を整備

2. 計画に関する事項

本施設の規模等の概要は次のとおりであり、詳細については基準仕様書に示す。

(1) 本施設

120t/日 (60t/日×2炉)

(2) 施設配置条件

立川市域内に焼却等ごみ処理の用に供する建築物等の施設を設置すること。

昭島市域内に周辺地域との間の緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース（防災空地）等を設けること。

第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

市が入札手続において配付した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び落札者が提出した事業提案書並びに市と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所立川支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は民間事業者に対して**是正**勧告を行い、一定期間内に**是正**策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ②民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難であると合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③**①又は②**の規定により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ①市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- ②**①**の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ①不可抗力その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- ②設計・建設業務期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、施設整備請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- ③運営・維持管理期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 市議会の議決

施設整備請負契約の締結に際しては、立川市議会の議決を得るものとする。

2. 入札参加に係る費用負担

入札参加に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部署

立川市 財務部 契約課

郵便番号 190-8666

住所 東京都立川市泉町 1156-9

電話番号 042-523-2111 (内線 2714 又は 2715)

E-mail keiyaku@city.tachikawa.lg.jp

(2) 実施方針に関する質問等の受付

実施方針に関する質問又は意見の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の1)から5)までに掲げるとおりとする。

1) 受付期間

実施方針公表日から平成30(2018)年7月 23日(月)午後5時まで

2) 提出先

前記3(1)に同じ

3) 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する質問又は意見を簡潔にまとめ、ホームページに公表する別添様式(PDF形式及びMicrosoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。市は、E-mailを受信後、送信者に対し、受信確認メールを送付する。ただし、E-mailを送信した翌開庁日までに受信確認メールが届かなかった場合、送信者は、前記3(1)の担当部署に電話にて電子メールの着信を確認すること。

4) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

5) 回答公開予定日

平成30(2018)年 8月10日(金)

(3) 実施方針の変更

市は、事業者からの意見等を踏まえ、P F I 法第7条の規定に準じて行う特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公開する。

4. その他

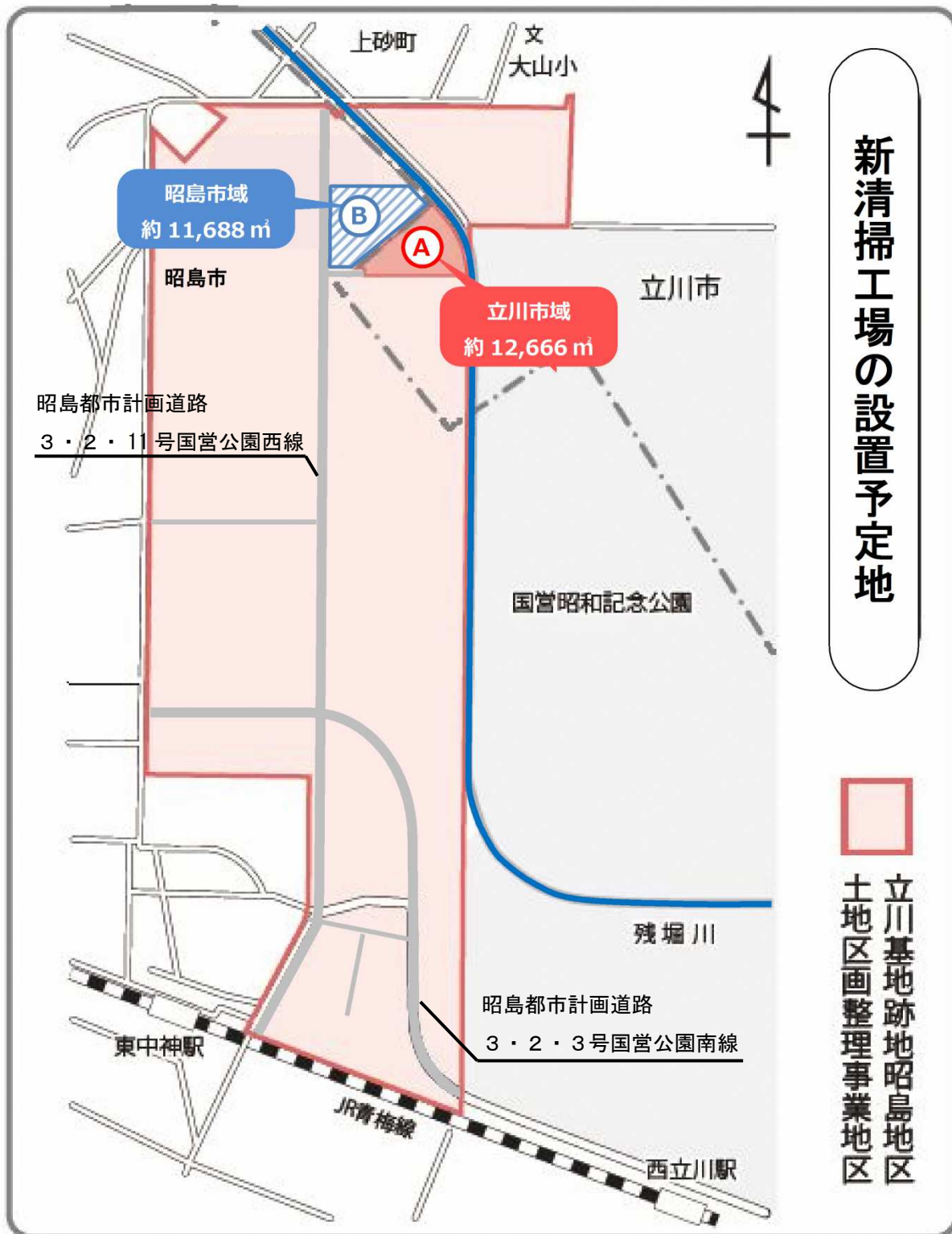
(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。

(2) 問い合わせ先

上記3(1)と同じ。

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。



実施方針添付資料-2 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

業務区分	リスク項目	概要	分担		
			市	民間事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書、基準仕様書等の誤記、掲示漏れにより市の要望事項が達成されない等	○		
	契約締結リスク	市の事由により契約が結ばない、契約締結の遅延等	○		
		事業者の事由により契約が結ばない、契約締結の遅延等		○	
	計画変更リスク	契約締結に係る市議会の議決が得られず契約が結ばない、契約締結の遅延等	△	△	
		市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○		
	制度関連	法令変更	本事業に直接影響を及ぼす法制度等の新設・変更に関するもの	○	
			上記以外のもの		○
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク	○	○
	社会環境	許認可取得	上記以外の税制等(消費税率)の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
			事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		住民対応	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
	第三者賠償	上記以外のもの	△	○	
		施設の整備及び運営において第三者に及ぼす損害		○	
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク		○	
インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)			○		
物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○			
	事業者が用意する資金の調達に伴うもの		○		
資金調達	市が用意する資金調達に伴うもの	○			
	損害及び復旧費用の合計額のうち施設整備費の1%を超える金額	○			
不可抗力(施設整備)	損害及び復旧費用の合計額のうち施設整備費の1%に相当する金額以下の金額		○		
	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○		
債務不履行	市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○			
	事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○		
設計段階	設計	測量・地質調査リスク	○	○	
		上記以外のもの	○		
	建設着工遅延	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
		上記以外のもの	○		
用地不備	事業者の指示、提示条件の不備、変更以外の要因によるもの		○		
	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○			
建設段階	建設	用地確保の遅延リスクや土地の瑕疵の改善等の費用(土壌汚染、不発弾等があった場合の除去費用の負担等)	○		
		工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外のもの		○	
		工事費増大	市の指示、提示条件の不備、変更以外の要因による工事費の増大	○	
		上記以外のもの		○	
		地中障害物	地中障害物に関し、市が障害物を把握し、事前に公表したもの		○
		地中障害物に関する上記以外のもの	○		
土壌汚染リスク	設置予定地の土壌汚染に関し、市が汚染を把握し、事前に公表したもの		○		
設置予定地の土壌汚染に関する上記以外のもの	○				
不発弾	不発弾が確認された場合の処理	○			
運営段階	運営	引渡し性能試験での性能未達		○	
		試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク	○		
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の市の事由によるコスト増大、遅延リスク	○		
		一定範囲以上の変動リスク(委託費の増減変更)	○		
ごみ質変動	一定範囲内の変動リスク(委託費を増減変更しないものに限る)		○		
	一定範囲以上の変動リスク(委託費の増減変更)	○			
ごみ量変動	一定範囲内の変動リスク(委託費を増減変更しないものに限る)		○		
	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○		
運営コスト・運転停止	処理不適物の保管場所への搬入、保管の費用の負担		○		
	民間事業者が善良なる管理者の注意義務違反により、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止のリスク		○		
	民間事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止のリスク	○			
その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○			
事業終了時	事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○